

第3回宮城県公文書管理条例検討会概要

- 1 開催日時 令和7年1月20日（月）午後1時30分から午後4時まで
- 2 開催方法 対面開催（場所：行政庁舎11階1101会議室）
- 3 出席者 蘆立委員、加藤委員、河村委員、栗原委員、松尾委員
（※河村委員のみオンライン出席）
《事務局》
中村課長、佐々木館長、武田総括、ほか3人
- 4 議題
 - (1) 第2回の振り返りについて（資料1、資料2）
 - (2) 条例案の検討について（資料1、資料2、別紙1、別紙2、別紙3）
- 5 委員からの主な意見
 - (1) 第2回の振り返りについて
 - 行政文書から除外する文書を規則で定める場合の規定のしかたについて（第2条関係）
（特になし）
 - 第4条における第1条（目的規定）の引用について（第4条関係）
（特になし）
 - 文書の保存に関し優先する観点及び財政措置への配慮を規定することについて（第7条関係）
 - ・**松尾委員** 条項それ自体に「財政措置を講じなければならない」という文言を入れないとしても、解釈運用基準などで、「必要な措置を講じなければならない」とは財政措置を含む趣旨である旨を記載することを検討していただきたい。
→ **（事務局回答）** 承知した。今後の検討課題とさせていただく。
 - 電磁的記録の提供に係る規定（第2項）及び「記録媒体」という表現（第3項）について（第13条関係）
 - ・**栗原委員** 情報公開条例では、電磁的記録は、情報化などの進展状況を勘案し、実施機関の定める方法により開示するとされているが、実際にはどのような方法で開示しているのか。
→ **（事務局回答）** 電磁的記録をプリントアウトして、閲覧や写しの交付を行っている。特に不開示部分がない情報であれば、電磁的記録をCD-Rに保存し、CD-Rで提供することもある。その場合、改ざん防止等の措置は行っていない。不開示部分がある電磁的記録の情報については、電磁的記録のままでお渡しすることは技術的に難しいのが実情。
 - ・**加藤委員** 当初案の第2項のように、電磁的記録は電磁的方法により提供するというのが、国を含めた全国的な流れであると理解している。この第2項があることで、文書管理システムの更新時などに、文書を電磁的記録で提供す

るシステムも整備すべきという方向に繋がっていく。「提供しなければならない」ではなく「努めるものとする」のであればなおさら第2項は残すべき。電磁的記録で提供するという、利便性向上を目的とした適切な手法にコストをかけるべきという議論にも繋がる。将来的には電磁的記録を電磁的方法で提供しよう努めるべきだと考えている。

- ・**松尾委員** 第2項を置かないとした場合、法律でいう付帯決議のように、今後の状況の進展に伴い、検討すべき時にきちんと検討することを意思表示するような方法はあるのだろうか。

→**(事務局回答)** 条例の制定時においていくつか検討事項が残されている場合に、附則において、社会情勢の変化を踏まえて、などの前提条件をつけ、3年とか5年とか期間を区切って見直す旨の規定を設けることはある。

- ・**河村委員** 附則で規定するか、本文中に「提供できるよう努めるものとする」という形で規定するか。条例の提案理由でその方向性をきちんと述べる、知事なり担当部長なりの主旨説明に盛り込むことで、本文中には規定しないという選択もあるかと思う。個人的には、電磁的記録での提供が主であって、紙は従としてもらいたい。紙が主で電子情報が従という取扱いで課題が生じてきていることから、可能な限り電子で情報を提供できるように環境整備していくという主旨説明を行うことが良いのではないかと。

(事務局回答) 対応を検討させていただく。事務局としても、文書自体を電子でやりとりして電磁的に保管するという時代の条例であることから、それを提供する場合は当然電子で行うというのがこれからの基本的な流れであると認識している。

(2) 条例案の検討について

【第3章 特定歴史行政文書等の保存、利用等】

○ 全体像について

- ・**栗原委員** 特定歴史行政文書等の利用が制限される情報について、公文書管理法での利用制限と宮城県の案を照らし合わせると、別紙2の、公文書管理法が引用している行政機関情報公開法第5条第1号のロに該当するものは、宮城県にはないようだが、これは別の箇所規定されるのか。

→**(事務局回答)** 行政機関情報公開法第5条第1号ロに相当する県の規定はないが、類似の規定である情報公開条例8条1項2号に従って、情報公開と同様に判断をしていくことを想定している。そもそも、この箇所だけでなく、行政機関情報公開法と、県の情報公開条例に規定されている不開示情報には、若干の違いがみられる。公文書管理条例では、本県の情報公開条例で不開示とされている内容以上に利用を制限することは難しく、利用制限の範囲について法律と若干の差異が生じることはやむを得ないと考えている。

- ・**松尾委員** 情報公開条例の場合、事務事業支障情報は、一般的な条項で非開示となることがあるが、今回の公文書管理条例案ではどのような扱いになっているのか。

→ **(事務局回答)** 事務事業支障による不開示は、情報公開条例でいうと8条1項7号が該当条文であるが、この条文全てを歴文の利用制限にも適用させると、利用できなくなる情報が広範になりすぎると考えている。現用文書では開示できなかったものが、歴文となることで、時の経過により利用できるようになるケースもあるはずであり、法律ではその趣旨から、事務事業支障を理由とする利用制限範囲を、情報公開法のそれよりも狭めていると思われる。本県の場合、事務事業支障による不開示事由を定めた情報公開条例8条1項7号を、そのまま歴文の利用制限に当てはめようと、歴文として利用することの意義が失われるおそれがあるため、公文書管理法における利用制限の規定を参考に、できる限り利用制限範囲を狭めるような規定ぶりに作り直している。

○ 第27条 特定歴史行政文書等の廃棄

《廃棄対象文書として想定しているもの》

- ①その劣化が著しく、特定歴史行政文書等として利用させることが困難なもの
- ②内容の点において、歴史資料としての価値に疑問があるもの

(県公文書館説明) 令和5年度末現在で、当館で保存している歴文は約4万4千冊ある。うち昭和時代に作成された歴文は2万9千冊。この昭和時代の歴文に絞って、歴文としての価値に疑義のある文書を抽出したところ、職員の昇給調書や病気休暇台帳、定型業務の令達簿等の発令台帳など。また農地改革による補償措置に対する地主の請求書類は、1千冊あるが個人情報が多く含まれており全て非公開となっており、これらについては疑義があるところ。平成以降に作成された文書にも同様に歴文としての価値に疑義がある文書があると推測している。

(事務局説明) 既に公文書館の文書保管場所が逼迫しており、さらに東日本大震災関係の多量の文書が歴文として移管される見込みだが、これまで歴文として選定されたものの中で、実は歴文に該当しないというものが多数あるのであれば、それらについて見直す余地はないかという視点から、今回の条文案と考え方を御提示している。それらを第三者の審査を経た上での廃棄という形に進めていければと考えている。細部の手続きについては今後の検討課題。

- ・**加藤委員** アーカイブで言うところの再選別は、一定の条件の下にあり得てもいいのではないかと考えている。運用で、県又は公文書館が恣意的な歴文廃棄を防ぐための仕組みをどのように作るかが重要であり、考え方自体に異議はない。
- ・**加藤委員** 懸念としては、過去において利用した記録がある文書について廃棄してしまうと、それが正規の手続を踏んだ廃棄だとしても、過去に利用者が

いたのに、という問題を惹起する可能性がある。その点は廃棄判断の際には考慮すべき。そのプロセスを担保しないと、恣意的に捨てたのではないかとみられる可能性がある。過去のその利用の状況、あるいは申請の記録を照合するプロセスを、丁寧にした方がよいと思う。手続論として意見を出させていただく。

- ・**蘆立委員** (新条例が、既に公文書館で保管されている歴文にも適用されるのであれば、) 新条例に基づく歴文選定のガイドラインにそぐわないものが公文書館に移管されているという状況だと思われるので、これから作られるガイドラインに従って判断するという手続きを経るのであれば、現在、既に公文書館で保管している文書のガイドラインにそぐわないものを廃棄することは、特に問題にはならないのではないかとと思われる。
- ・**蘆立委員** 条例制定後に、条例で規定するプロセスに従っていったんは歴文妥当と判断された文書も、この廃棄の対象になり得るということだと思うが、歴文妥当性の判断の際には、むしろ判断が微妙な文書も移管し、後から間違っていたら廃棄できるという手続にしておいた方が、手法としてはよいのではないか。

○ その他について

- ・**松尾委員** 第 22 条 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) の第 3 項の引用条文は第 9 条第 6 項ではないか。確認いただきたい。
- ・**蘆立委員** 第 24 条 (費用負担) について。写しを交付する場合に費用負担を求める規定であるが、電磁的記録で提供する場合の費用負担について定める必要はないか。岩手県では規定がある。第 23 条において、電磁的記録である文書の提供方法についての定めがあったため、それとの兼ね合いで気になった。
→ (事務局回答) 検討させていただく。

【第 4 章 公文書管理委員会】

○ 公文書管理委員会の設置、組織等

- ・**松尾委員** 県としては、実施機関が管理規程その他の規則を制定・改正するときには諮問や意見聴取をしないとのことだが、附属機関の意見を聴取して作った管理指針に基づき各実施機関が規程を制定するから、各実施機関の規程については意見聴取を行わないという整理か。
→ (事務局回答) おっしゃるとおり。実施機関が定める規程の元となる知事が定める管理指針について、附属機関から意見をいただくことで、文書の適正管理を担保していきたい。

【第 5 章 雑則】

- 第 48 条 刑事訴訟に関する書類等の取扱い
(特になし)

○ 第 49 条（罰則）、第 50 条（研修）、第 51 条（出資団体等の文書管理）及び第 52 条（指定管理者の文書管理）

- ・ **栗原委員** 第 51 条について。県から出資を受けている団体に努力義務が課されているが、委託料も含めて団体の範囲はどこまでか。
→ **（事務局回答）** 出資、出えん団体はおおむねわかりやすいが、条例の原案では、補助金等交付団体の場合は多くの団体が対象になるようにもみえる。情報公開条例では別途事業費に占める割合などで対象となる団体を絞っているので、同様に、条例の下の規則、規程などで範囲を明らかにしたい。
- ・ **加藤委員** 出資団体・指定管理者の文書管理について。出資団体と指定管理者の保存期間満了文書で歴史的な公文書に該当する可能性がある場合、出資団体・指定管理者側で保存することになると思うが、現実的ではない。公文書館の書庫容量の問題はあるが、こういったものを適切に文書管理しようとするれば、歴史公文書に該当するものが出てくる可能性がある。これを公文書館に移管することになるのか、あるいは寄贈や寄託という枠組みになるのか。
→ **（事務局回答）** 出資団体及び指定管理者の公文書について、特定歴史行政文書として移管するという事は、現時点では想定していなかった。
- ・ **松尾委員** これらの団体から歴史的な文書が出てくる可能性があるのであれば、寄贈に努めるなどの定めは置かなくてもよいのか。直ちにではなくとも、何らかの方策を検討しておくべきと考える。検討の結果、不要ということもあるかもしれないが。
→ **（事務局回答）** そのような問題があるということ認識していなかったもので、検討したい。
- ・ **加藤委員** 出資団体、指定管理者だけの問題ではないが、もし公文書館に寄贈・寄託ができるのであれば、受入れの判断に際し附属機関が一定程度関わるようにしておかないと、知らないところで物量が増えたり、逆に相談が来ているのに附属機関では審議できずに歴文として拾えなくなったりするという両方の問題があり得ると思う。
- ・ **加藤委員** どのレベルで受入れを判断するべきかという整理は任せるが、個人的には、寄贈・寄託案件がある場合は、附属機関への意見聴取か諮問か、何らかの方法で関わらせたほうがよいと思う。どういうものを保存していくかという全体のバランスを考慮したときに、歴文が移管されるものの他に寄贈・寄託というルートがあるのであれば、それも含めてトータルで考える必要がある。
→ **（事務局回答）** 御指摘の問題は、想定していなかったところなので、検討したい。
- ・ **栗原委員** 第 51 条について。委託料とか補助金の範囲のところ、下の規程で定めるのであれば、法の立て付けとして、条文に参照する文言がないと、条例だけを見たときに委託料とか補助金を受けている人は全部該当するようになってしまうと思う。別に定める基準のようなものを条文の中に入れ込んでもいいのではないかと。

→ **(事務局回答)** 何かを規則で定めるのか、知事が別に定めるのか、なんらかの形で特定できるような規定にし、該当団体の線引きができるような形にしたい。

- ・ **河村委員** 第 51 条について。指定管理者制度はずっと同じ団体が管理を行うわけではないので、ある指定管理者が作成した文書が歴文になるまでの間の文書の保管方法を考える必要があるのではないか。出資団体などでも、団体が消滅した時の文書の取扱いなどがどのようになっているのか教えていただきたい。

→ **(事務局回答)** 指定管理者は永続的ではない。指定管理者にはその指定管理に係る文書の管理をこの条例に則って適切にお願いしたいという趣旨であるが、指定管理者から外れたときの文書の取扱いについては、別途整理させていただく。

【附則】

○ 経過措置

- ・ **松尾委員** 案では、現在保存されている文書については既存ルール、条例施行以降に作成、取得した文書はこの条例のルールを適用することになると、二つのルールによる管理が最長 30 年間併存することになる。いずれどこかの段階でこの条例に基づく整理をするなどのやり方もあると思うが、それは実務的に大変ということか。既存の文書にこの条例を適用しないことの原因がよくわからない。

- ・ **加藤委員** この条例を既存の行政文書に適用させる時において、具体的に問題になる点は何か。新しい条例を適用させるときに、例えば保存期間を読み替えることがあれば、30 年を 20 年に短縮するのは大変だなど、ある程度具体的にこういう問題が発生するということが見えれば、それについて議論ができるかもしれない。一律に二つのルールでやっていくことにどんな問題が発生するのかわからなかったもので、想定があれば教えていただきたい。

→ **(事務局回答)** この条例の実施機関について、三公社や地方独立行政法人を含めた他機関にも広がることになるが、各実施機関では、知事部局とは異なる行政文書の管理ルールを定め、管理を行っている場合もある。膨大な量の文書を保存していて、適時の廃棄がなされていない場合、それを遡ってレコード・スケジュールを設定したり、歴文を選定したりすることが難しい実施機関もあるという印象を持っている。そういった課題があるかと思い、このような経過措置の案とした。

- ・ **松尾委員** 仮に、過去に作成し保存している文書の管理について曖昧なものがあるのであれば、それはまさにこれから作られるのであろう条例をもとに、今保存しているものを適切に管理していくという考え方もあり得るだろう。一定の定めに従って管理保存しているものについて、こちらに移すことの煩雑さとか手間とか、難しいというのであれば、対処方法があるのか。あまりにも大変であれば仕方ないねとなるのかもしれないが、もう少し管理の現状を知りたい。

- ・ **加藤委員** 今後、この条例に基づき新しい作業をしていく中で、レコード・スケ

ジュールも定められていなくて、過去に作成されたもので、歴文に該当しそうなものが書庫から出てきたときに、過去のものだからとアンタッチャブルになってしまう可能性もあるので、原則のところは、条例の規定に則って管理、選別を進めることを前提にする。実際には現場の運用にある程度依拠することになるかもしれないが、まずは原則として条例に従うという取扱いがよいのではないか。そうしないと、各セクションの公文書全てについて条例に基づく管理が行われるまで30年ぐらいかかってしまい、過去のもものが手をつけられない。

→ **(事務局回答)** 事務局内でも議論があり、各実施機関の過去の文書にまで全部一律に網をかけることは厳しいのではないかという意見があったため、せめてこれから作る分については少なくとも新ルールでしっかり対応していただくという考えであった。委員の意見を伺い、確かに何十年も二元管理する弊害は大きいだろうし、原則として全て条例の網をかけ、その中でできる部分、できない部分としてやっていく方が現実的かもしれない。

- 情報公開条例の一部改正
(特になし)